

# 平成 30 年度 川崎市健康安全研究所 理化学検査情報 Vol. 3

## 目 次

- |   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 水質検査結果（平成30年4月～6月）（水質・環境担当） | 1 |
| 2 | 家庭用品検査結果（平成30年6月）（水質・環境担当）  | 3 |

（発行：平成30年9月10日）

## 1 水質検査結果（平成 30 年 4 月～6 月）（水質・環境担当）

### (1) 検査の概要

#### ア 浴槽水・シャワー水

公衆浴場法や旅館業法の営業許可施設に設置された浴槽の湯水、薬湯、温泉水、原湯・原水等の衛生管理状況を確認しています。

#### イ プール水・採暖槽水

スポーツクラブなどに設置される遊泳用プール及び採暖槽の水質等の衛生管理状況を確認しています。

### (2) 検査結果

平成 30 年 4 月から 6 月の検査結果は次ページの表のとおりです。

検体数は 16 件、検査項目の総数は 29 項目でした。検体の内訳は、浴槽水 13 件、シャワー水 1 件、プール水 1 件及び採暖槽水 1 件で、すべての項目で基準を超過したものはありませんでした。

### (3) 検査項目説明

#### ア 色度

水中に含まれる溶存性物質及びコロイド性物質が呈する黄褐色の程度のことです。原水においては、主に地質に由来するフミン質、フミン酸鉄による呈色と同じ色調の色について測定されます。水道水においては配管等からの鉄の流出などによって色調が高くなることがあります。

#### イ 濁度

水道において、原水濁度は浄水処理に大きな影響を与え、浄水管理上の指標となります。また、給水栓中の濁りは給・配水施設や管の異常を示すものとして重要です。基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。

#### ウ 過マンガン酸カリウム消費量

水中の有機物や還元性物質の量を、酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表したもので、一般に有機物の含有量の指標となっています。有機物が多い水では消毒に用いる塩素の消費量が多くなります。

### (4) 検査の実施及び水質の基準に関する根拠法令等

#### ア 浴槽水・シャワー水

公衆浴場法、川崎市公衆浴場法施行条例、旅館業法、川崎市旅館業法施行条例

#### イ プール水・採暖槽水

神奈川県水浴場等に関する条例、プール付帯施設における衛生管理ガイドライン

### (5) 検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク> 川崎市健康安全研究所ホームページ「水質検査」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051400.html>

表1-1 水質検査結果（平成30年4月～6月）

種類	検体数	検査項目											
		亜硝酸態窒素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	塩化物イオン	味	臭気	pH値	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	色度	濁度	有機物（全有機炭素の量）	鉄及びその化合物	過マンガン酸カリウム消費量
基準 ※1		0.04mg/L以下	10mg/L以下	200mg/L以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8以上8.6以下	300mg/L以下	5度以下	2度以下または5度以下 ※2	3mg/L以下	0.3mg/L以下	25mg/L以下または12mg/L以下 ※3
受水槽水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
基準超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
災害用井戸水	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-
基準超過	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-
浴槽水	13	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	13
基準超過	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
シャワー水	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1
基準超過	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	0
プール水	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
基準超過	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
採暖槽水	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
基準超過	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
計	16	0	0	0	0	0	0	0	1	12	0	0	16

※1 色度・濁度の一部及び過マンガン酸カリウム消費量以外は水道法、水質基準に関する省令に基づく水道水質基準を記載しています。  
 ※2 濁度は受水槽水、災害用井戸水、シャワー水及びプール水に対して2度以下、浴槽水、採暖槽水に対しては5度以下が基準となります。  
 ※3 過マンガン酸カリウム消費量は浴槽水・採暖槽水に対して25mg/L以下、プール水に対しては12mg/L以下が基準となります。  
 表中、上段は検査数、下段は基準超過数、「-」は検査対象外の項目を示します。

## 2 家庭用品検査結果（平成 30 年 6 月）（水質・環境担当）

### (1) 概要

家庭用品とは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」において「主として一般消費者の生活に供される製品」と定義され、繊維製品、エアゾル製品、接着剤、塗料、洗浄剤、防虫木材等があります。これら以外の食品、食器、おもちゃ、医薬品、化粧品等は、「食品衛生法」や「医薬品医療機器等法」等の他の法律によって安全対策が取られています。

私たちが日常生活で使用している家庭用品には、品質や機能の向上を目的にさまざまな化学物質が含まれていますが、含有する化学物質やその濃度によっては皮膚障害や発がん等の健康被害を起こすことがあります。そこで、消費者の健康を守ることを目的に、家庭用品に含まれる化学物質について法律で規制されています。

川崎市では、保健所に所属する家庭用品衛生監視員が、年間を通じて市内で販売されている家庭用品を試買し、健康安全研究所水質・環境担当で検査を行っています。基準超過が判明した場合は、家庭用品衛生監視員が事業者に対して指導を行っています。

### (2) 根拠法令等

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」

### (3) 検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク> 川崎市健康安全研究所ホームページ「環境検査」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000052911.html>

厚生労働省ホームページ「有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要」

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>

### (4) 検査結果

平成 30 年 6 月は、市内で販売されている 24 月以内の乳幼児用の繊維製品 6 検体(Tシャツ、くつした、よだれ掛け等)についてホルムアルデヒドの検査を実施し、基準を超過したものはありませんでした。

ホルムアルデヒドは衣類のプリント加工等に使用されますが、高濃度のホルムアルデヒドに接触すると皮膚障害を起こす可能性があります。特に赤ちゃんの肌は敏感なため、24 月以内の乳幼児用の繊維製品は基準が厳しく設定されています。